

「教育ボランティア」の登録・配置に関する要項

松原市教育委員会

1. 趣旨

本市における教育活動に対する支援の役割を担う者として、大学生等のボランティアによる指導員（以下「教育ボランティア」）を小・中学校に配置し、教育活動の円滑な実施を支援する。

2. 配置

校長等の依頼にもとづき、学校等と事前協議の上、松原市教育委員会が「教育ボランティア」を配置する。

3. 活動内容

「教育ボランティア」は、配置依頼のあった学校の校長及び教員等の指導・助言のもと、以下のボランティアとして教育活動に対する支援にあたる。

・ボランティアの種類

- ① スクールサポーター：授業中等の学習活動や放課後の遊び等の支援（小・中学校）
- ② ハートフルふれんど：不登校児童生徒への訪問指導も含めた支援（小・中学校）
- ③ スクールメイト：いじめの未然防止と学習活動への支援（中学校）

各ボランティアについての活動内容、活動条件等の要項は別途これを定めるものとする。

4. 活動手続と条件

①学校は「教育ボランティア」に、事前に活動内容、活用条件及び次の各号に掲げる遵守事項を説明の上、同意を得るものとする。

- i. 憲法を尊重し、擁護するとともに、校長等の指示に従うこと。
- ii. 政治教育その他政治的活動や宗教教育その他宗教的活動はできないこと。
- iii. 公立学校の教育活動にふさわしくない行為はしないこと。
- iv. 知り得た秘密は漏らしてはならないこと。またその活動を退いた後も同様とする。

②学校は、活動内容、活動条件及び上記の遵守事項で合意ができた「教育ボランティア」との確認書、及び実施計画書を各ボランティア毎に必要な様式に従い作成し、松原市教育委員会に提出するものとする。

③「教育ボランティア」の活動条件は、別表にて各ボランティア毎に定めるものとし、各予算の範囲内で年間を通じた計画的な活用を図ること。また、学校及び教育委員会は「教育ボランティア」に対して、必要に応じて研修を行う事ができるものとする。各校に於いて「教育ボランティア」を複数の種類のボランティアとして活用する事はこれを妨げない。

5. 報告

①学校は、「教育ボランティア」を活用した月末及び活動終了時に、活動実績報告書・完了報告書等、各ボランティアの種類毎に必要な書面を松原市教育委員会に提出すること。

6. 事業の実施に要する経費・手続

①「教育ボランティア」の経費は、児童・生徒理解推進事業（専門家による教育相談活動）等の各ボランティアの予算の範囲内で、要項等に則り支出するものとする。

②「教育ボランティア」への報償費の支給にあたっては、活動実績報告書兼領収書等各ボランティアの種類毎に必要な書面の提出をもっておこなうものとする。